

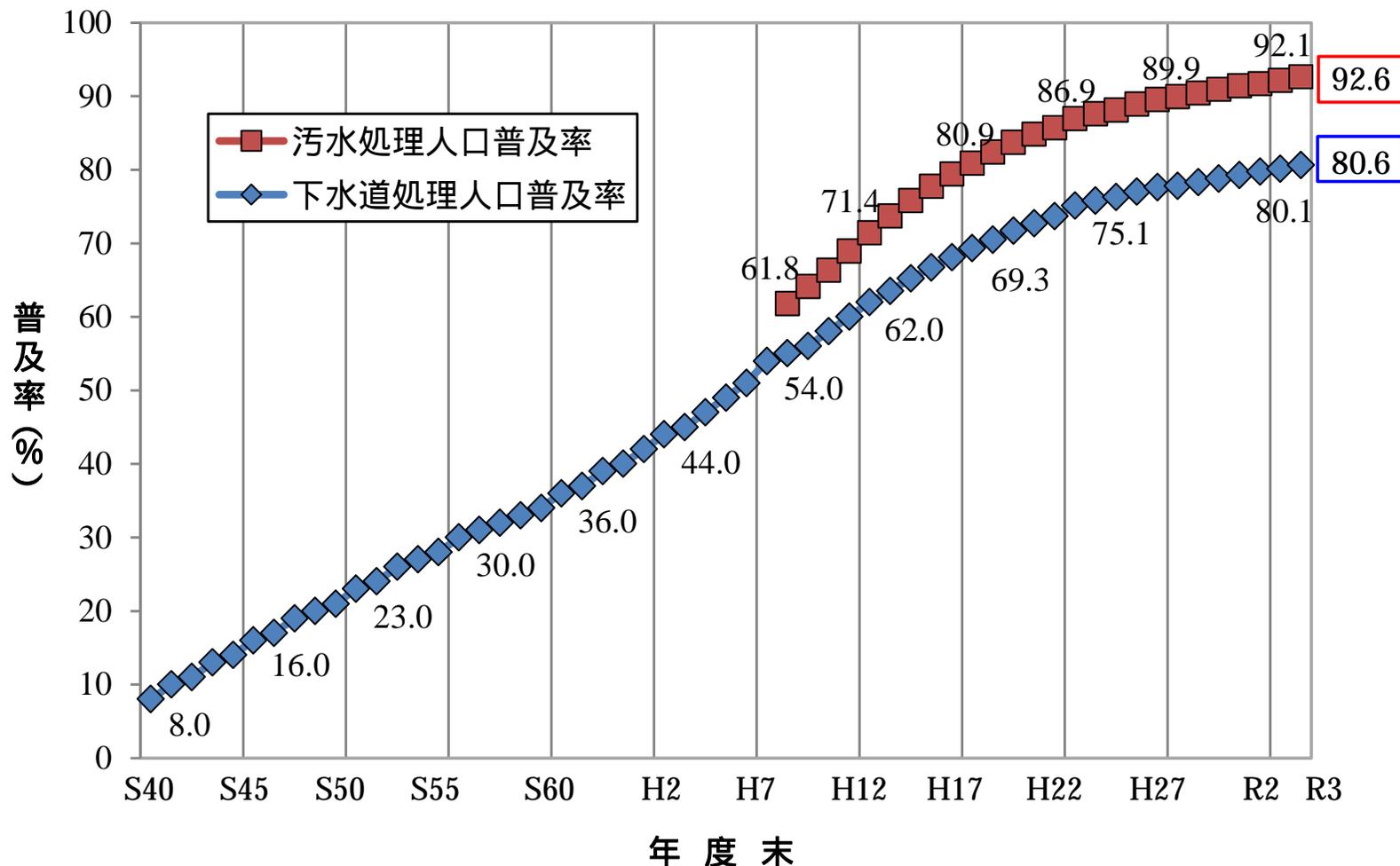
# 下水道分野における PPP / PFIの推進について

---

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部 下水道企画課  
令和5年2月3日(金)

# 汚水処理人口普及率等の推移

- 令和3（2021）年度末の「汚水処理人口普及率」は 92.6%
- 令和3（2021）年度末の「下水道処理人口普及率」は 80.6%



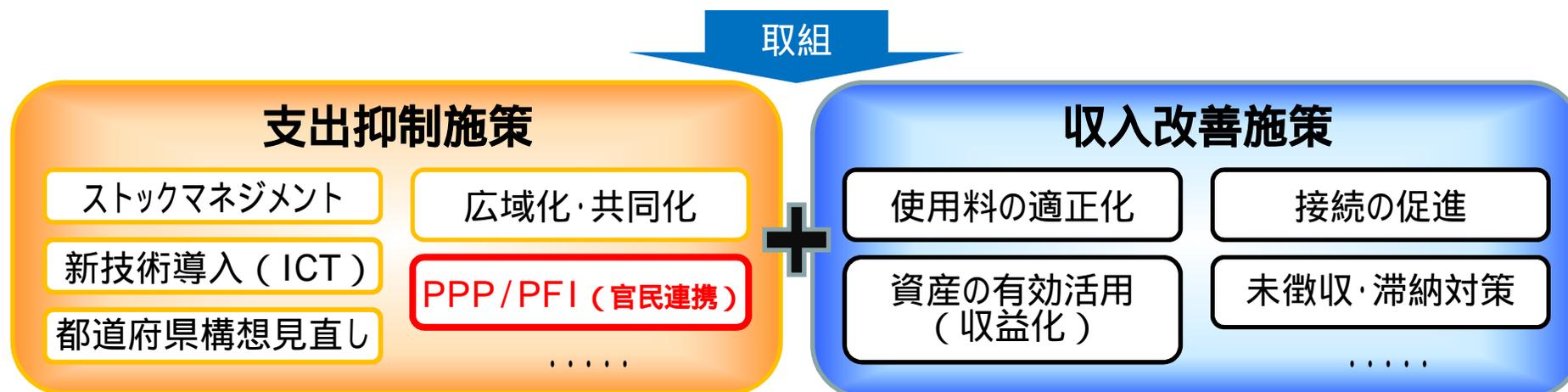
平成22年度以降の調査結果は、東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いた集計データを用いている。  
「汚水処理人口普及率」 = 「汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）処理人口」 / 「総人口」  
「下水道処理人口普及率」 = 「汚水処理施設（下水道）処理人口」 / 「総人口」

# 健全な下水道経営の確保に向けて

- 今後、ますますヒト・モノ・カネの課題 が深刻化
- 持続可能性確保の一手段として、PPP/PFI（官民連携）の推進が重要



執行体制の確保や効率的な事業運営等により、下水道事業の持続のための様々な取組が必要。



## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～ 令和4年6月7日

- ・社会的課題を解決する経済社会システムの構築
- 6. コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化
- 公共施設の民間事業者による運営を行うコンセッション（公共施設等運営事業）等を加速する。【中略】
- また、新たに策定したアクションプランに基づき、PPP/PFIを拡大するため、その導入を自治体が優先的に検討する取組の改善を促す等、取組を強化する。

## フォローアップ 令和4年6月7日

- ・社会的課題を解決する経済社会システムの構築
- 6. コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化
- 新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。  
（公共施設等運営事業の取組推進等）【略】（PPP/PFI推進アクションプランの改定）【略】

## PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版） 令和4年6月3日

### 3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標（2）重点分野と目標）各重点分野における取組

#### 下水道

- 令和4年3月末時点で、デューデリジェンスに着手した案件が7件あり、そのうち2件が事業開始、1件が実施契約締結（その後令和4年4月1日に事業開始）、1件が事業者公募を実施、1件が実施方針に関する条例案を提出済みである。
- 下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP/PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保を図る観点から、**公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標**として以下の施策等に取り組む。＜国土交通省＞
- 下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検討し、令和4年度中に結論を得る。（令和4年度開始）＜国土交通省＞
- 下水管の更新に係る国費支援に関して、公共施設等運営事業の導入を要件化すること、インセンティブを設定することについて検討し、令和4年度中に結論を得る（令和4年度開始）＜国土交通省＞
- 公共施設等運営事業をはじめとした官民連携手法ごとに特徴や効果等の整理を行い、公共施設等運営事業の更なる具体の案件形成にむけた首長等へのトップセールスを実施する。（平成29年度開始、令和4年度強化）＜国土交通省＞
- 先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市及び宮城県の着実な事業実施を支援するとともに、実施方針を策定した三浦市の着実な事業開始を支援する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対しても、技術的な助言等を実施し、案件形成に取り組む。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が全国の地方公共団体に率先して示すことにより、公共施設等運営事業の活用を強力に後押しする。（平成28年度開始）＜国土交通省＞
- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や「民間セクター分科会」を通じて官民のリスク分担や課題の解決方策について、検討を進めるとともに、公共施設等運営事業に取り組む地方公共団体の検討の状況の「見える化」を行う。また、PPP/PFIの導入を推進する観点からも、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。（平成29年度開始）＜国土交通省＞
- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」をオンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図る。（平成29年度開始）＜国土交通省＞
- これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。（平成28年度開始）＜国土交通省＞

# 下水道分野のPPP/PFI実施状況(概要)

- 下水処理施設の管理（機械の点検・操作等）については **9割以上が民間委託を導入済**。
- このうち、施設の運転管理・巡視・点検・調査・清掃・修繕・薬品燃料調達などを一括して複数年にわたり民間に委ねる **包括的民間委託は処理施設で552施設、管路で49契約導入されており、近年増加中**。
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う事業を中心に **PFI（従来型）・DBO方式は46施設で実施中**。
- PFI（コンセッション方式）については、**平成30年4月に静岡県浜松市、令和2年4月に高知県須崎市、令和4年4月に宮城県**でそれぞれ事業が開始された。なお、令和4年12月に**神奈川県三浦市が実施契約を締結**し、令和5年4月からの事業開始に向けて手続きを進めている。

(R4.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

(\* R2 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R3.3.31時点)

\*\* 管路施設としては単一業務のみだが、処理場包括的民間委託等と包括された2契約(2団体)を含む1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設	下水処理場	ポンプ場	管路施設	全体
	(全国2,201箇所*)	(全国6,092箇所*)	(全国約49万km*)	(全国1,473団体)
包括的民間委託	552箇所(279団体)	1108箇所(187団体)	49契約(37団体)**	(298団体)
指定管理者制度	62箇所(21団体)	97箇所(12団体)	33契約(12団体)	(21団体)
DBO方式	32箇所(26団体)	2箇所(2団体)	0契約(0団体)	(28団体)
PFI(従来型)	11箇所(8団体)	0箇所(0団体)	1契約(1団体)	(9団体)
PFI(コンセッション方式)	6箇所(3団体)	10箇所(2団体)	1契約(1団体)	(3団体)

## ■ 定義

- 処理場・ポンプ場の包括的民間委託とは、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式
- **性能発注**方式であること、**複数年契約**であることを基本的な要素とする

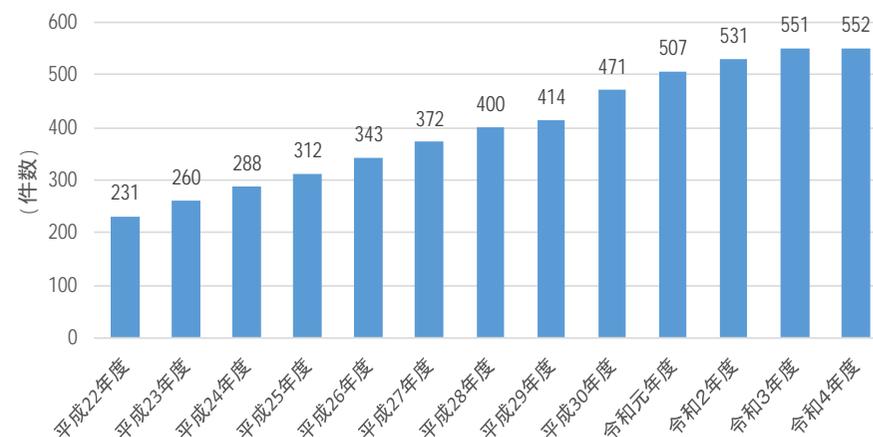
複数年の契約において、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方

## ■ 包括的民間委託レベル（性能発注）

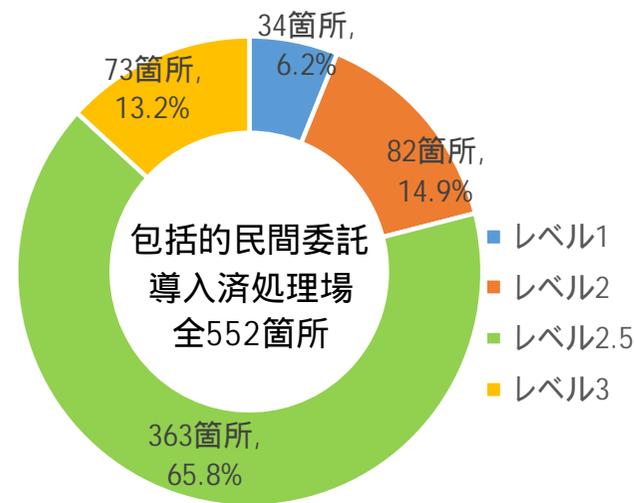
項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

（出典）処理場等包括的民間委託導入ガイドライン  
令和2年6月、公益社団法人日本下水道協会

## ■ 実施件数の推移



## ■ 実施件数の委託レベル内訳



（出典）国土交通省調査（時点：R4.4.1）

# 管路施設 包括的民間委託実施状況 (R4.4時点)

## 49契約

(R4.4.1時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

地方公共団体	事業開始	事業名
岩見沢市	H29.4.1	下水道管路施設維持管理業務
東吾妻町	H29.4.1	吾妻浄化センター処理施設及び下水道管路維持管理業務委託
大阪市	H29.4.1	大阪市内一円下水道施設等維持管理業務委託
十勝圏複合事務組合	H30.4.1	下水道施設運転管理業務委託
かほく市	H30.4.1	かほく市上下水道事業包括的民間委託
長野県	H30.4.17	豊田終末処理場包括運転監理業務
柏市	H30.10.1	柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託
奈良市	H30.10.1	奈良市東部地域等における上下水道施設等包括的維持管理業務委託
千葉県	H31.4.1	花見川第二終末処理場他維持管理包括委託
鳥栖市	H31.4.1	鳥栖市浄化センター維持管理業務
山梨県	H31.4.1	峡東浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	富士北麓浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	釜無川浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	桂川清流センター運転管理等包括委託
大津市	H31.4.1	管渠維持管理等業務
堺市	H31.4.1	堺市北部下水道管路施設維持管理等業務
堺市	H31.4.1	堺市南部下水道管路施設維持管理等業務
三春町	H31.4.1	三春町上下水道施設運転管理業務委託
安曇野市	R2.4.1	安曇野市下水道施設等維持管理業務委託
旭川市	R2.4.1	下水道施設維持管理業務
旭川市	R2.4.1	下水道管路維持管理業務
土佐町	R2.4.1	土佐町上下水道に係る運転管理業務
守谷市	R2.4.1	守谷市管路施設管理業務委託
伊東市	R2.4.1	伊東市公共下水道施設等維持管理業務委託
中能登町	R2.4.1	中能登町下水道処理施設維持管理業務委託
京都市	R2.4.1	京都市西部下水道管路施設維持管理委託

地方公共団体	事業開始	事業名
富士市	R2.11.1	富士市終末処理場管理運転等業務委託
姫路市	R3.3.26	下水道管路施設包括的維持管理等業務委託
鳥取市	R3.3.31	鳥取市鳥取国府地域下水道等施設包括的管理委託業務
青梅市	R3.4.1	青梅市公共下水道管きょ維持管理業務委託
千葉県	R3.4.1	花見川終末処理場他維持管理包括委託
千葉県	R3.4.1	手賀沼終末処理場他維持管理包括委託
都城市	R3.4.1	中央終末処理場等包括的維持管理業務委託
都城市	R3.4.1	都城浄化センター等包括的維持管理業務委託
都城市	R3.4.1	高城浄化センター等包括的維持管理業務委託
河内長野市	R3.4.1	河内長野市下水道管路施設包括的管理業務
大阪狭山市	R3.4.1	大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務(第2期)
鳥取市	R3.4.1	鳥取市南部地域下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	R3.4.1	鳥取市西部地域下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	R3.4.1	鳥取市福部地域下水道等施設包括的管理委託業務
豊田市	R3.4.1	豊田市下水道管路施設包括的維持管理業務委託
四日市市	R3.4.1	四日市市公共下水道管路施設包括維持管理業務委託
吹田市	R3.4.1	下水道管路施設維持管路等業務
宜野湾市	R3.4.1	宜野湾市上下水道事業包括業務委託
仙台市	R3.10.1	仙台市若林区下水道管路施設等維持管理業務委託
秋田県	R4.4.1	秋田県下水道管路等包括管理業務委託
松戸市	R4.4.1	下水道管路施設包括的維持管理等業務委託
多摩市	R4.4.1	多摩市下水道施設包括的維持管理業務委託
みよし市	R4.4.1	みよし市下水道管路施設包括的維持管理業務委託(三好処理区 他)

管路施設の包括的民間委託の定義：

**複数年契約**であること、かつ、管路管理に係る複数の業務や処理施設等の管理業務と**パッケージ化**して実施する方式。

# PFI(従来型)・DBO方式実施状況(R4.4時点)

## < PFI (従来型) > 12契約

(R4.4.1時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

地方公共団体	PFI(従来型) 事業名
東京都(H14.10)	森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業
大阪市(H18.4)	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業
横浜市(H20.8)	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業
黒部市(H21.4)	下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
大阪市(H23.4)	平野下水処理場汚泥固形燃料化事業
横浜市(H24.7)	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
豊橋市(H26.12)	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業
愛知県(H26.12)	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業
佐野市(H27.3)	佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業
横浜市(H28.8)	横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
富田林市(H31.3)	富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業
小山市(R3.11)	小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業

地方公共団体	DBO方式 事業名
東京都(H23.2)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業(その2)
埼玉県(H23.12)	新河岸川水循環センター 下水汚泥固形燃料化事業
西海市(H24.11)	西海市エネルギー回収推進施設 整備・運営事業
滋賀県(H25.1)	湖西浄化センター 下水汚泥燃料化事業
北九州市(H25.4)	日明浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
熊本市(H25.4)	下水汚泥固形燃料化事業
京都府(H25.10)	洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
広島県(H26.10)	芦田川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
静岡市(H26.12)	中島浄化センター 汚泥燃料化事業
秋田県(H27.7)	県北地区広域汚泥資源化事業 (米代川流域下水道・大館処理センター)
福岡県(H28.1)	御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
名古屋市(H29.2)	空見スラッジリサイクルセンター 下水汚泥固形燃料化事業
大阪市(H29.9)	大阪市海老江下水処理場 改築更新事業
宇部市(H29.10)	玉川ポンプ場事業
福岡市(H29.12)	福岡市西部水処理センター 下水汚泥固形燃料化事業
大船渡市(H30.4)	大船渡浄化センター 施設改良付包括運営事業
京都市(H30.5)	鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業
市原市(R2.3)	松ヶ島終末処理場 下水汚泥固形燃料化事業
いわき市(R2.12)	いわき市下水汚泥等利活用事業
福知山市(R3.3)	福知山市汚泥処理施設再構築事業
神戸市(R3.3)	神戸駅周辺地区浸水対策事業
秋田県(R3.4)	県南地区広域汚泥資源化事業 (秋田湾・雄物川流域下水道・横手処理センター)
大阪府(R3.12)	大和川下流流域下水道今池水みらいセンター包括管理事業
大分市(R4.1)	大分市下水汚泥燃料化事業
滋賀県(R4.3)	高島浄化センター コンポスト化事業

## < DBO方式 > 33契約

設計・施工・管理一括発注  
(DB+0含む)

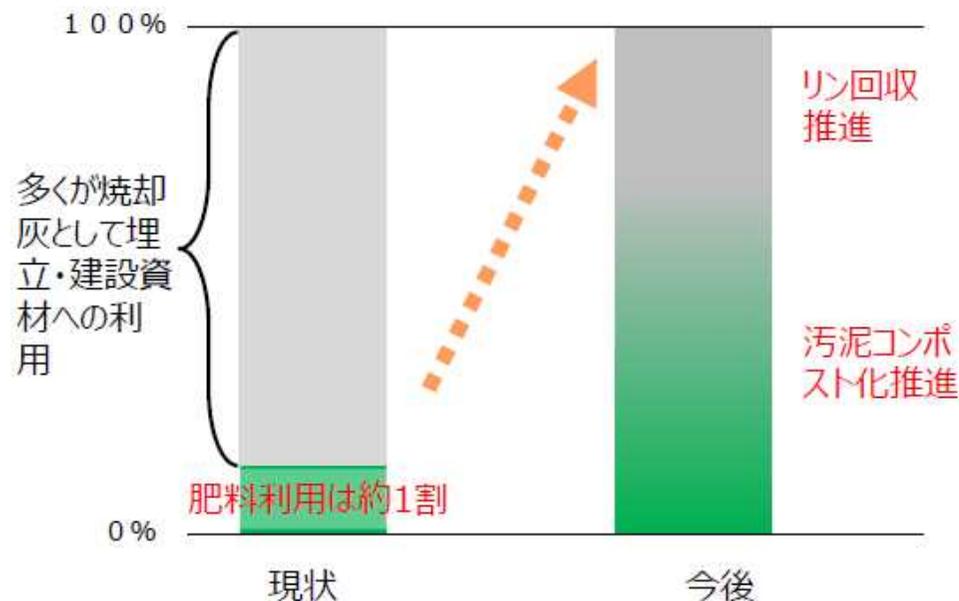
地方公共団体	DBO方式 事業名
東京都(H16.11)	森ヶ崎水再生センター 小水力発電設備整備委託事業
東京都(H17.11)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業
兵庫県(H19.2)	兵庫西流域下水汚泥処理場 1・2系溶融炉改築工事
佐賀市(H19.5)	佐賀市下水浄化センター 汚泥堆肥化事業
東京都(H20.7)	清瀬水再生センター 汚泥ガス化炉事業
薩摩川内市(H21.1)	汚泥再生処理センター 施設整備運営事業
広島市(H21.3)	広島市西部水資源再生センター 下水汚泥燃料化事業
愛知県(H21.12)	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化事業

図表の年月は事業開始時期

# (参考) 下水汚泥資源の肥料利用促進の方向性

- 持続可能な食料システム的确立に向け、下水汚泥資源を肥料として活用することは、輸入依存度の高い肥料原料の価格が高騰する中で、大変有意義。
- 下水汚泥の多くがこれまで焼却されており、現在の肥料利用は約1割にとどまっている。
- 今後、肥料の国産化と肥料価格の抑制につなげるべく、農林水産省と緊密に連携し、肥料利用を大幅に拡大する。

【下水汚泥の肥料利用の状況】



【リン回収（神戸市）】



【汚泥コンポスト（佐賀市）】



## < 事業概要 >

**対象事業：** 処理場（1か所）・ポンプ場（2か所）（西遠処理区 = 浜松市内最大処理区）の維持管理・機械電気設備改築更新  
**事業期間：** 20年間（平成30年4月事業開始）  
**運営権者：** 浜松ウォーターシンフォニー株式会社  
 （ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス、須山建設、東急建設が設立した特別目的会社）  
**VFM：** 14.4%  
 （総事業費（現在価値換算後）が約600億円 約514億円へ縮減）  
**運営権対価：** 25億円

### 【運営権者の取組と効果】

- 修繕等の内製化：保安全管理費を約35.8%削減（令和3年度）  
 （浜松市想定コスト6.46億円 4.15億円）
- 運転管理最適化による節電・投入薬品等の節約による環境負荷の低減：  
 エネルギー消費原単位1.7%減、ユーティリティ費約36.6%減
- 委託業者/運営権者の従業員における正規雇用の割合：  
 平成29年度末74%（46名中34名） 令和3年度末85%（46名中39名）

### 【特徴的な取組】

スマートフォンを活用した点検業務の効率化	維持管理と改築の一体的な実施
市職員及び市内業者を招いて労働安全衛生教育を開催	地域活性化に貢献する起業家支援プログラムを実施

### 【視察への対応】

- 行政・企業等から約800名が視察（平成30年4月1日～令和4年3月31日）  
 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により現地視察の受入れ停止

## < 事業対象施設の位置図 >



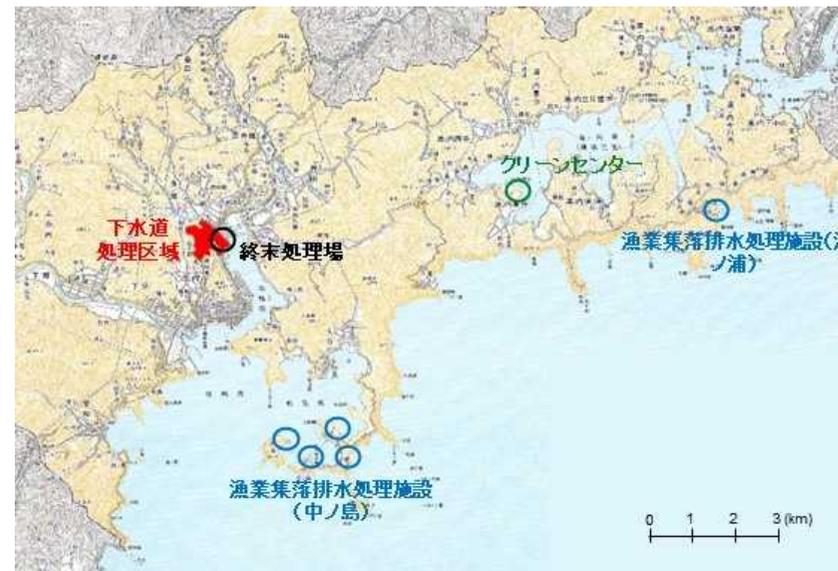
## < スケジュール >

平成25年度	導入可能性調査
平成26年度	デューデリジェンス実施
平成28年2月	実施方針に関する条例制定・実施方針策定
平成28年4月	静岡県より対象施設移管・包括的民間委託開始
平成28年5月	事業者公募
平成29年3月	優先交渉権者選定結果の公表
平成29年10月	運営権設定・実施契約締結
平成30年4月	事業開始

## < 事業概要 >

人口：2.0万人（令和4年2月末時点）  
**対象事業**：下水道の**終末処理場**（1か所）、**管渠（汚水）**（10km）の経営、企画、運転維持管理【**公共施設等運営事業**】、**漁業集落排水処理施設**の維持管理、**クリーンセンター**等の運転維持管理【**包括的民間委託**】、下水道の**雨水ポンプ場**の保守点検、**管渠（雨水）**の維持管理【**委託（仕様発注）**】をパッケージ化  
**事業期間**：19.5年間  
**運営権者**：株式会社クリンパートナーズ須崎（NJS、四国ポンプセンター、日立造船中国工事、PFI推進機構、四国銀行が設立した特別目的会社）  
**VFM**：約7.6%（19.5年で、約2億2300万円の削減効果）

## < 事業対象施設の位置図 >



## < 事業スキーム（公共施設等運営事業 + 包括的民間委託等） >

対象事業		事業方式	
下水道	下水道管渠（汚水）	経営、企画、維持管理	公共施設等運営事業
	終末処理場	経営、企画、運転維持管理	【～令和6年9月(予定)】 包括的民間委託 【令和6年10月～(予定)】 公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検	委託（仕様発注）
	下水道管渠（雨水）	維持管理	委託（仕様発注）
漁集	浄化槽	維持管理	包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理	包括的民間委託
クリーンセンター等		運転維持管理	包括的民間委託

## < スケジュール >

平成28年度	PFI法第6条に基づく民間提案を受付 導入可能性調査
平成29年度	デューデリジェンス実施
平成29年12月	実施方針に関する条例制定
平成30年2月	実施方針策定
平成30年8月	事業者公募
平成31年1月	優先交渉権者を選定
令和元年12月	運営権設定・実施契約締結
令和2年4月	事業開始

## < 事業概要 >

**対象事業**：水道用水供給事業（2事業）、工業用水道事業（3事業）、流域下水道事業（4事業）の運転維持管理・改築等（管路等の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く）

**事業期間**：20年間

**運営権者**：株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（メタウォーター、ヴェオリア・ジェネッツ、オリックス、日立製作所、日水コン、橋本店、復建技術コンサルタント、産電工業、東急建設、メタウォーターサービスが設立した特別目的会社）

**VFM**：約10.2%（20年間で約337億円の削減効果、9事業合計）

**運営権対価**：10億円（9事業合計）

- 県が3事業の最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、3事業を一体として民間の力を最大限活用することにより、経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等を図ることを目的としている。
- 当該グループは、構成員の共同出資による新OM会社（運転管理・維持管理会社）を宮城県内に設立し安定的な事業の運営と雇用創出を図ることや、統合型広域監視制御システムをはじめとした最先端技術の導入により効率化を図る点などが高く評価され、優先交渉権者に選定された。

## < 事業対象施設の位置図 >



**みやぎ型管理運営方式 対象9事業**  
 (事業区域が重なる、水道用水供給2事業、工業用水道3事業及び流域下水道4事業)

- **水道用水供給事業（2事業）**  
 大崎広域水道事業  
 仙南・仙塩広域水道事業
- **工業用水道事業（3事業）**  
 仙台北部工業用水道事業  
 仙塩工業用水道事業  
 仙台圏工業用水道事業
- **流域下水道事業（4事業）**  
 仙塩流域下水道事業  
 阿武隈川下流域下水道事業  
 鳴瀬川流域下水道事業  
 吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業（3事業）  
 北上川下流域下水道事業  
 迫川流域下水道事業  
 北上川下流東部流域下水道事業

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が最も高いと判断

## < スケジュール >

平成29年度	導入可能性調査 デューデリジェンス実施（水道、工業用水道、下水道）
平成30年度	デューデリジェンス実施（下水道）
令和元年12月	実施方針に関する条例制定 実施方針策定
令和2年3月	事業者公募
令和3年3月	優先交渉権者の選定
令和3年12月	運営権設定・実施契約締結
令和4年4月	事業開始

## < 事業概要 >

人口：41,571人 (R4.3.31時点)

対象事業：処理場、汚水ポンプ場の維持管理、改築  
管路施設の維持管理、改築、増築  
経営、各種計画支援

事業期間：20年間 (R5.4 ~ R25.3.31)

運営権者：三浦下水道コンセッション株式会社  
(前田建設工業、東芝インフラシステムズ、クボタ、  
日本水工設計、ウォーターエージェンシー)

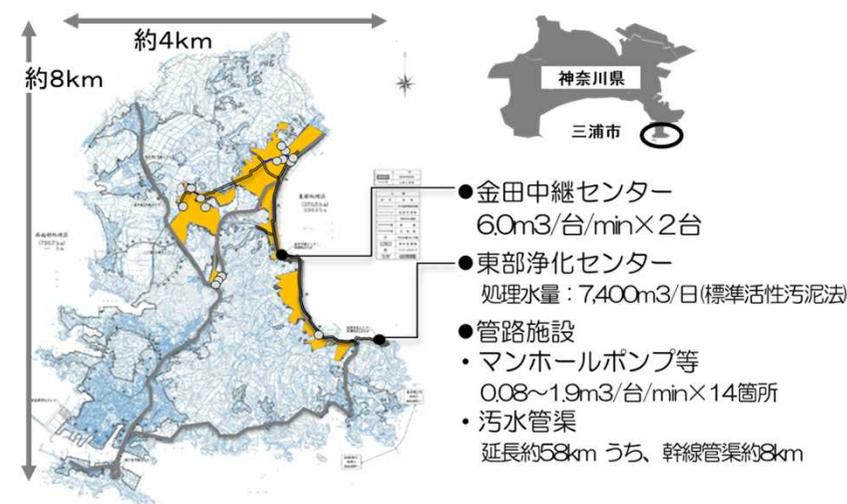
VFM：約4.1% (優先交渉権者提案時)

運営権対価：1,000万円

## < 導入の背景と期待する効果 >

- 下水道事業においては、以下の4つの課題を抱えており、官民連携手法による経営改善が必要と判断した。
  1. 施設の老朽化に伴う、点検・更新需要の増大
  2. 人口減少による下水道使用料収入の減少
  3. 業務量増大に対応する職員の不足
  4. 一般会計繰入金金の抑制
- 当該グループは、ストックマネジメントに関して、施設状態のデジタル情報に基づく最適な管理水準の設定や健全度予測の精度向上が提案されているとともに、現有施設の有効利用等によるダウンサイジングの具体的な提案がされている点などが高く評価され、優先交渉権者に選定された。

## < 事業対象施設の位置図 >



## < スケジュール >

平成27年 ~	導入可能性調査の実施
平成29年 ~	デューデリジェンス等の実施
令和2年 10月	実施方針(案)の公表
令和3年 3月	実施方針条例制定
	4月 実施方針策定
	7月 事業者公募
令和4年 7月	優先交渉権者選定
	9月 公共施設等運営権の設定
	12月 実施契約の締結
令和5年 4月	事業開始(予定)

- 国土交通省(下水道部)では、下水道分野におけるPPP/PFI(官民連携)推進のため、案件形成に向けた情報・ノウハウの共有、各種ガイドライン等の整備、財政的支援、を実施している。

## 1. 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

### ● 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(PPP/PFI検討会)」(H27-)

- 多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有 過去資料はHP掲載中
- 全国の地方公共団体が参画(R2から併オンライン)[2-3か月に1回程度開催]
- 「民間セクター分科会」設置(H29-)[年1-2回程度開催]

### ● 官民連携相談窓口「げすいの窓口」(H29-)

- 地方公共団体の担当者の方々からの質問等をお受けするための相談窓口

### ● 首長等に対するトップセールス(H28.2-)

- コンセッション方式をはじめとするPPP/PFI導入促進のため、首長等への働きかけ、意見交換等を実施



PPP/PFI検討会の様子

## 2. 各種ガイドライン等の整備

### ● 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(R4.3版)」【コンセッション方式】

### ● 「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(H29.1版)」【PPP/PFI全般】・本年度改正予定

### ● その他

- 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン(H13.4)
- 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン(H30.12)
- 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(R2.3)
- 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6)日本下水道協会

## 3. 財政的支援

### ● 準備事業の支援(モデル都市に対する支援)(H28-)

- コンセッション方式を含む先進的PPP/PFI導入に前向きな地方公共団体に対して、スキーム検討支援等を実施

- R4: 葉山町、北杜市、枚方市、大分市

### ● 社会資本整備総合交付金等

- 来年度から、民間提案を要件化し、支援予定
- 来年度から、コンセッション方式に含まれる改築更新等にインセンティブ設定し、支援予定

■ 地方公共団体の実務ご担当者等に、PPP/PFIの先行事例や、国からの情報等を共有する検討会について、年4回程度開催

## 1. 概要

**趣旨：** 老朽化施設の増大や執行体制の脆弱化が進む中、下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくため、モデル都市における検討等を通じ、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有する。

**参加団体：** 47都道府県、222市、48町村、1団体の計318団体（令和4年11月時点）

**開催実績：** 平成27年10月に第1回を開催し、今回31回目の開催。

過去の発表資料等は国土交通省ホームページに掲載中 



## 2. 今年度の開催スケジュール（案）

時期	概要	場所（予定）	
令和4年	6月30日	第29回検討会	東京 + WEB
	8月5日	第30回検討会	東京 + WEB（下水道展併催）
	11月22日	第31回検討会	東京 + WEB
令和5年	2月	第32回検討会	東京 + WEB
	2月	民間セクター分科会	東京 + WEB

## 3. テーマ・内容（案）

コンセッション、包括的民間委託（処理場・管路）、汚泥の有効利用、広域化・共同化、他事業との連携などを主なテーマとし、先進的な取組を実施あるいは導入を検討している団体から事例紹介と意見交換等を実施

# 具体的な支援の概要(げすいの窓口)

- 平成29年度から、地方公共団体の実務ご担当者の、PPP/PFIについてのご相談・ご質問を受け付ける窓口を設置

## 概要

下水道部では、下水道の持続可能性の確保に向けて、コンセッション方式をはじめ、様々な官民連携事業（包括的民間委託・PFI・DBOなど）の導入を推進しており、地方公共団体の実務をご担当の方々からPPP/PFIに関するご相談・ご質問をお受けするための相談窓口（げすいの窓口）を設置しています。

## 相談例

コンセッション方式ってどんな仕組み？ / 管路の包括的民間委託の先行事例を教えて / PPP/PFIを検討するための具体的な支援制度は？ / を検討しているんだけど、似たような参考になる先行事例とかはあるの？ …等々

## 相談件数（令和4年10月時点）

メール及び電話で115件



## 相談方法・回答について

相談は、下記問い合わせ先にメールもしくは電話（極力メールでお願い致します）でご連絡下さい。ご連絡いただく際には地方公共団体名、お名前、ご連絡先を合わせてご教示下さい。できる限り速やかに回答させていただきますが、質問内容によってはお時間をいただく場合もございます。

## お問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 げすいの窓口担当

TEL：03-5253-8428

MAIL：hqt-sewage-ppp gxb.mlit.go.jp（メール送付の際は、を@に変えてください）

## 現状・現行GLの課題と改正の方向性

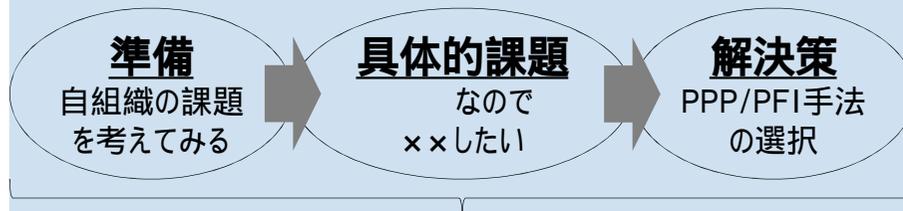
現行GL策定 (H29.1)

### 現状・現行GLの課題

- PPP/PFI手法の導入が進んできているものの、一部で伸び悩んでいると考えられる。
- 原因の一つとして、**PPP/PFI手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、特に中小規模団体等で知見が不足しがちな上、施設等の規模も小さく事業性が劣ること等が挙げられる。**

### 改正の方向性

- **中小規模団体で下水道事業へのPPP/PFI手法の導入をさらに促進**する観点から、PPP/PFI手法の知見が不足する地方公共団体職員に向けて、**まず最初に手に取るGL**となるよう改正。



本GLで可能な限りわかりやすく解説

## 改正GL(案)のポイント

1章	総論	<b>ガイドラインの対象</b> ✓ すべての下水道管理者・担当者を対象とする ✓ 特にPPP/PFI導入未経験の地方公共団体を想定 <b>ガイドラインの読み方</b> ✓ PPP/PFIの仕組みから知りたい人、手順を知りたい人等のためにどこから読み進めたら良いかを紹介する
2章	PPP/PFI手法の概要	<b>手法の分類</b> ✓ PPP/PFI手法の全体像・実施状況を解説 <b>各手法における特徴</b> ✓ 従来型個別委託、包括的民間委託、DB、DBO、PFI、コンセッション等の特徴や具体例を紹介 <b>PPP/PFIと関連手法を組み合わせた施策展開</b> <b>デジタル・脱炭素・広域化等へのPPP/PFIの活用</b>
3章	PPP/PFI手法の選定フロー	<b>手法選択のステップ</b> ✓ PPP/PFI手法を選択するまでのステップを流れに沿って整理 ✓ 具体的な検討に先立つ準備(ステップ0)を設定 <b>各ステップの基本的な考え方</b> ✓ 事業体の課題整理、簡易的な比較検討方法、PPP/PFI手法の選択までの各段階における検討課題・考え方を整理
4章	優先的検討規程	<b>優先的検討規程位置づけ</b> ✓ 優先的検討規程の位置づけを明示 <b>優先的検討規程(案)と解説</b> ✓ 優先的検討規程における検討内容、考え方等を整理

## 1 目的・概要

下水道事業における多様なPPP/PFIの案件形成に向け、**先進的なPPP/PFI手法の検討を行うモデル都市（地域）にコンサルタントを派遣し、課題整理、スキーム検討、効果分析を行い、その成果を全国に横展開**する事業です。

国土交通省が派遣したコンサルタントによる、モデル都市（地域）における課題整理・調査分析や他事業（水道・浄化槽・農集排・廃棄物処理等）との連携（バンドリング）を含めた官民連携手法導入の比較検討等を実施します。

## 2 対象業務範囲

事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等がモデル性を有していれば、**導入準備、事後検証、次期契約内容検討など、いずれの段階でも支援を実施**します。

募集に際し、貴団体との別途協議等による認識のすり合わせにより、モデル性の設定について検討したいと考えています。

Case :  
現状分析・課題洗い出し、  
対応時期の整理



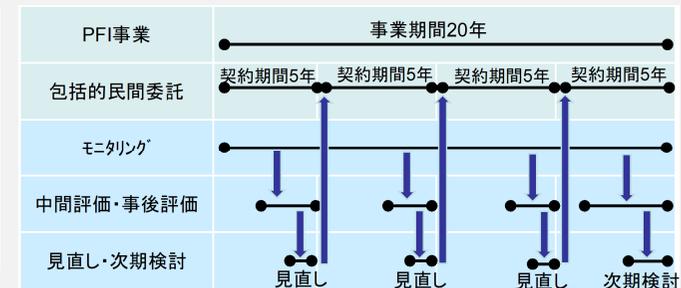
ワークショップによる職員間の課題認識の共有

Case :  
事業運営支援業務（官民役割分担）の検討



業務棚卸結果に基づく官民連携手法導入後の  
官民役割分担の整理

Case :  
導入済み自治体における事後評価手法の検討



PFI事業に包括的民間委託が含まれる場合の  
事後評価検討時期

## 検討内容（例）

- ・現状の下水道事業の経営環境の分析、業務の洗い出し
- ・官民連携事業の事業範囲の検討（対象施設・対象業務（維持管理 / 改築）等）
- ・コンセッション方式を含む各官民連携手法の比較検討（定量・定性評価）
- ・官民連携手法導入の効果分析（コスト削減効果・財政負担軽減効果）
- ・複数自治体による包括的民間委託の共同発注等、広域連携の検討

ご清聴ありがとうございました。

---

(お問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部 下水道企画課 管理企画指導室

原澤 貴史 (はらさわ たかふみ)

電話：03-5253-8111 (内線 34154)

メール：[harasawa-t222@mlit.go.jp](mailto:harasawa-t222@mlit.go.jp)